

令和5年5月6日

神奈川学習センター施設の団体利用について

神奈川学習センター所長 大谷 英雄

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行する5月8日以降の施設の団体利用について、当分の間、下記の方針にします。

- ① 利用可能な団体は、神奈川学習センターに「学生団体結成願」または「学生団体更新願」を提出し学長または所長の承認を受けた学生団体(サークル)、及び神奈川同窓会に限ります。
- ② 利用可能日は、神奈川学習センターウェブサイトに掲載します。ただし、合唱、演奏、ダンスを伴う活動は、前述の利用可能日のうち面接授業を行っていない時間帯に限ります。
- ③ 利用時間は第一部(9:30~12:50)と第二部(13:00~17:20)とします。第一部、第二部を通しての利用も可能とします。
- ④ 来所時に、入口で検温・手指消毒をお願いします。
- ⑤ 合唱、外国語による会話など、感染リスクの高い活動内容と思われるものはマスクを着用して活動してください。その他の利用者についても、センター内でのマスクの着用を推奨します。
- ⑥ 講義室等では、窓・ドアを開けるまたは機械換気を利用することにより、必ず一定の換気を確保してください。
- ⑦ 講義室等内で、食事はしないでください。ただし、健康維持に必要な最低限の水分・糖分の補給は可能です。
- ⑧ 活動中に発生したごみはすべて持ちかえるようお願いします。
- ⑨ 机・椅子等の配置を変更した場合は、使用後に原状回復をお願いします。
- ⑩ 1回の利用人数については、各講義室の現在の収容人数を上限とします。現在の収容人数については、「神奈川学習センター利用の手引き2023」の「2 神奈川学習センター案内図」の講義室の項目を参照してください。
- ⑪ 利用希望日の2か月前の1日から利用申請が可能です。
- ⑫ 利用申請は、神奈川学習センターウェブサイトに掲載のGoogleフォームから行ってください。
- ⑬ 令和3年から提出を求めていた利用者リストは、提出不要とします。
- ⑭ 上記の事項を守らない行為が見受けられる場合は、利用を制限することがあります。